

生駒市選挙管理委員会告示第3号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月28日

生駒市選挙管理委員会委員長 辻 本 丈 夫

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「文書」を「行政文書」に改める。

第18条の見出しを「（行政文書の取扱い）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、行政文書の管理その他の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

第21条中「及び委員会の文書の処理」を削り、「市の職員及び文書の処理」を「市長の事務部局」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。